

## 令和3年第3回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年3月8日(月)
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題 (1) 議案第27号 令和3年度白井市一般会計予算のうち教育福祉常任委員会が  
所掌する科目について  
(2) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長  
古澤由紀子委員・斉藤智子委員  
和田健一郎委員・徳本光香委員  
岡田繁委員  
長谷川則夫議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
市執行部  
市長 笠井喜久雄  
教育長 井上功  
福祉部長 豊田智美  
健康子ども部長 岡本和哉  
教育部長 鈴木直人  
教育部参事 和地滋巳  
教育総務課長 板橋章  
生涯学習課長 石戸啓夫  
文化センター長 石田昌弘  
財政課長 高山博亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井治夫  
主 査 萩原靖殖  
主任主事 石井和子

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会議務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。あいにくの雨ですけれども、今日でこのメンバーでの審議、最後となります。教育部門というのは本当に大事な部分ですので、皆さんしっかり質疑していただいて、十分に次年度の予算についてしっかりしたビジョンが見えてくるといいなと思っております。執行部の方もどうぞよろしく1日お願いいたします。

○石井治夫議会議務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。教育福祉常任委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、議案第27号 令和3年度白井市一般会計予算のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目のうち教育部所掌分について御審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○石井治夫議会議務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました井上教育長より御挨拶をお願いいたします。

○井上 功教育長 おはようございます。学校におきましては、いよいよ今週の金曜日が中学校の卒業式、来週の木曜日が小学校の卒業式というふうになっております。こういう中でございますけれども、いい卒業になってほしいなと願っております。

さて、本日は教育福祉常任委員会の教育部の当初予算につきまして審議をお願いするものでございます。委員の皆様には慎重なる御審議、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○石井治夫議会議務局長 ありがとうございます。

笠井市長及び井上教育長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの離席及び途中退席を許可いたします。

なお、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 議案第27号 令和3年度白井市一般会計予算のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第1 議案第27号 令和3年度白井市一般会計予算のうち当委員会に付託の予算中、教育部が所掌する科目についてを議題といたします。

議案の内容について、順次担当課長の説明をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、内容に大きく変更のあるもの及び新規事業等に係る経費について、予算書のページを示し順次説明を願います。

では、説明よろしくをお願いいたします。

石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 それでは、債務負担行為から、10ページの債務負担行為表の一番下になります白井市民プール指定管理料につきましては、令和4年度から8年度までの期間の指定管理を業務委託するに当たりまして、令和3年度中に指定管理者を募集するために設定するものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

○柴田圭子委員長 お願いします。

○石戸啓夫生涯学習課長 教育部予算、歳出について説明させていただきますが、最初にお断りとして、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、各課が行う説明については予算事業の説明のみを行うこととし、款項目に関する説明や課の予算全体の説明、一般職員人件費についての説明を省略することで統一いたしますので、御了承願います。

それでは、予算書の55ページからになります。よろしく申し上げます。

中段部分、複合センター費につきましては、複合センター施設の維持管理に要する経費は、西白井複合、白井駅前、桜台の複合センター施設3館に係る修繕費用などの維持管理費です。令和3年度予算として172万6,000円を計上しております。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 続きまして、9款教育費について御説明いたします。153ページ下段を御覧ください。

具体的な内容については、各課から順次御説明いたします。

まず、教育総務課の予算になります。

153ページ下段から154ページにかけまして、9款教育費、1項1目教育委員会費、事業番号1、教育委員会運営に要する経費は、教育委員の報酬のほか、教育委員及び教育長の出張費や教育委員会議の運営をするための経費で、令和3年度は370万7,000円、前年度比3万9,000円の増、令和2年度とほぼ同額となっております。

予算書154ページ中段になります。

1項2目事務局費、事業番号1、常勤特別職人件費は、教育長の人件費で、令和3年度は1,364万9,000円、前年度比6万2,000円の増で、令和2年度とほぼ同額となっております。

事業番号2、一般職員人件費については説明を省略いたします。

155ページ、事業番号3、教育総務事務に要する経費につきましては、教育総務課で購入する書籍代や旧平塚分校の維持管理費を計上しており、令和3年度は106万1,000円で、前年度比4万9,000円の増と、こちらも前年度とほぼ同額となっております。

同じく155ページ下段、事業番号4、バス運営に要する経費につきましては、教育用バス借上料となっております。令和3年度は1,503万3,000円で、前年度比287万3,000円の減となっております。主な減額の理由としましては、令和2年度予算編成時と比較して、バスの借上単価が減額となったことです。

156ページの上段、事業番号5、教育資金利子補給に要する経費については、令和3年度予算額107万8,000円で、前年度比28万4,000円の減となっております。令和2年度の実績等を考慮し計上しました。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 続きまして、156ページ、9款1項3目、番号1、指導事務に要する経費は、小中学校教職員の資質向上や指導方法の工夫改善、児童・生徒の学力向上に係る経費です。本年度予算額1,155万円で、前年度比523万8,000円の増額となっております。増額の主な理由は、会計年度任用職員の1名増員と、従来の学校支援アドバイザーの勤務時間が増えたことによる増額です。

次に、157ページ、番号2、学校保健に要する経費は、主に学校医や学校歯科医の報酬、児童・生徒や教職員の健康診断の委託料に要する経費で、本年度予算額2,796万3,000円で、前年度比3万6,000円の減額となっております。減額の主な理由は、児童・生徒数の減少による健康診断票など印刷製本費、日本スポーツ振興センター負担金などの減額によるものです。

次に、158ページ、番号3、放射能対策事業に要する経費は、学校のプール水の放射能線量の測定委託料に要する経費で、本年度予算額14万7,000円で、前年度比1万6,000円の増額となっております。これは検体測定額の値上げのための増額です。

次に、番号4、ひだまり館の維持管理に要する経費は、適応指導教室として使用しているひだまり館の維持管理費で、主に電気料などの光熱費、消防設備点検委託料などの経費で、本年度予算額149

万3,000円で、前年度比20万5,000円の増額となっております。主な理由は、隔年で実施しておる樹木管理委託を3年度に実施することや、上下水道の基本料金引上げなどによる増額です。

次に、番号5、教職員研修に要する経費は、主に教職員研修の講師謝礼金の経費で、本年度予算額13万9,000円で、前年度と同額です。

次に、番号6、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費は、小中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策として衛生資材等を購入する経費で、607万8,000円を3年度に新たに計上しております。

次に、159ページ、番号7、地域人材活用事業は、地域の人材を生かした特色のある教育を展開し、児童・生徒の地域への愛着や地域の担い手としての自覚を育むとともに、様々な活動を通じて学習に対する主体性や思考力、判断力、表現力と、豊かな心の育成を図るための事業です。主に学校評議員の報酬、地域の講師の方への謝礼金、消耗品などの経費で、予算額325万6,000円を計上しています。

次に、番号8、ALT配置事業は、ALTの配置により国際理解教育、外国語活動、外国語教育を充実するとともに、児童・生徒がALTと事業にかかわることで、言語や文化に対する理解を深め、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や意欲の育成を図るための事業です。予算額はALT委託料の経費の5,276万7,000円です。

次に、番号9、学校安全対策事業は、児童・生徒の通学等における安全を確保するとともに、安全、保健、快適な学習環境を確保することにより安全な学校生活を送れるようにするための事業です。主に学校環境衛生や通学路の安全対策に要する経費で、予算額は557万9,000円を計上しています。

次に、160ページ、番号10、教育課題調査研究事業は、児童・生徒の実態や教育課題を把握し、教職員の資質、能力を向上させることにより、授業等の改善、児童・生徒の学習意欲や体力等の向上を図るための事業です。主に体力検査や学習振り返り調査などの経費で、予算額は635万4,000円を計上しています。

次に、番号11、教育相談事業は、児童・生徒や保護者及び教員の不安や悩みに対応し、児童・生徒が学校や家庭等においてよりよい人間関係づくりや充実した生活を送れるように支援する事業です。主に教育相談員に係る経費で、予算額は246万3,000円を計上しています。

次に、番号12、青少年国際交流事業は、青少年の国際理解を深めるとともに、国際的視野を広め、国際交流推進の担い手となる人材の育成を図る事業です。予算額は53万円を計上しています。

次に、番号13、適応指導教室事業は、学校に不適応を起こしている児童・生徒一人一人の状況と要因を的確に把握し、早期かつ丁寧に解消し、学校への復帰及び社会的自立を促す事業です。主に適応指導教室指導員とひだまり館の維持管理に係る経費です。予算額は753万3,000円を計上しています。

次に、161ページ、番号14、特別支援教育事業は、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服することを支援し、子どもたちの自立と社会参加を促す事業です。主に個別支援学級介助員に係る経費で、予算額は4,034万4,000円を計上しています。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 それでは、162ページに移ります。

4目学校事務の1番、学務事務に要する経費につきまして説明をさせていただきます。

番号1、学務事務に要する経費ですが、会計年度任用職員となっている用務員、教師用の指導書、及び校長会等の負担金となる経費になっております。令和3年度は2,377万8,000円を計上しており、前年比563万3,000円の減額となります。

減額の主な理由としましては、昨年度は小学校の教師用の教科書及び指導書の購入費を計上しましたが、今年度は中学校分となり、減額となりました。

番号2、補助教員配置事業について、こちらは、補助教員の配置により、個に応じたきめ細かな指導、支援の充実を図り、児童・生徒の学習意欲の向上と主体的、対話的で深い学びを支援するための予算であり、6,109万円を計上しております。補助教員は、授業における指導補助する学校補助教員、学校図書館の整理、資料収集などを行う読書活動推進補助教員、帰国子女や外国籍の児童・生徒の日本語の指導を行う日本語指導補助教員、通常の学級で個別の配慮を要する児童・生徒に配置する個別支援員や看護師等が含まれております。

ページ移りまして、失礼しました、ページ移りません、番号3です。教育の情報化推進事業です。こちらは国が示すG I G Aスクール構想に基づく高速通信ネットワークや1人1台の学習用端末の有効活用を図り、学校での授業や活動の効果的なI C T化を進め、また、教職員校務の効果的なI C T活用を進め、校務の効率化を図り、教職員の働き方改革の一助とする事業であり、3億2,464万8,000円を計上しています。

こちらにつきまして、1の報酬、3、職員手当、4、共済費等は会計年度任用職員に係る経費です。13の使用料及び賃借料等は、校務支援システムの賃借及び保守、システム使用料、そして、3月より運用開始しました1人1台の学習用タブレット端末の配置、各教室に設置した液晶プロジェクター、各校に整備したアクティブラーニング室、そして、I C T支援員によるソフト機器の運営サポートを行う本年度分の予算となります。

ページ移りまして、164ページになります。

番号2、小学校運営に要する経費につきましては、主に学校令達予算となります。学校運営に要する消耗品、印刷製本費、報償費、手数料などの費用で、本年度2,350万1,000円を計上しております。前年比8万4,000円の減となります。オージオメーター点検手数料等の減額等によるものです。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 165ページから166ページにかけまして、事業番号3、小学校施設管理に要する経費は、小学校の光熱水費や電話料のほか、施設警備、樹木管理などの経費を計上しており、令和3年度予算額9,378万9,000円で、前年度比525万3,000円の減となっております。主な要因は、11節需用費のうち、光熱水費について、電気ではI C T関連機器の導入、及び令和3年度入札を行うこと

による契約単価のアップを考慮し、また、ガス等につきましては、31年度実績から見込んだ結果、光熱水費合計として237万3,000円へ増額する一方、委託料につきましては、多くの項目を公共マネジメント課が統括して行う公共施設包括管理業務委託に移行したことにより、817万1,000円減額したことなどによるものです。

166ページの事業番号4、小学校教育環境向上事業は、教育環境の向上を図り、児童や教職員がより安全で快適に学校生活を送れるようにする事業で、施設の修繕や空調機器の管理、また、比較的小規模な工事、机、いすなどの管理用備品など、合計7,041万3,000円計上しております。

なお、令和3年度は、13節使用料及び賃借料で、令和元年7月から本格稼動した空調設備のリース料がこれまで据え置かれておりましたが、令和3年度から発生することなどから、3,910万3,000円の増となっております。

また、14節の工事請負費では、外構工事として、大山口小学校の児童門スロープ改修工事、電気設備改修工事として、第二小学校の変圧器等改修工事を予定しております。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 続きまして、166ページ下段、9款2項2目、番号1、小学校教材整備に要する経費は、小学校の教育環境の整備を図るため、教材備品等の整備に要する経費です。本年度予算額932万1,000円で、前年度比356万1,000円の増額となっております。主な理由は、図書備品費の寄附行為による増額です。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 番号2、要保護準要保護児童就学援助に要する経費につきましては、経済的に就学が困難な小学校児童、保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費などの援助を行う経費で、1,862万6,000円を計上しており、前年比17万7,000円の増となります。こちらは、支給単価の増額等を見込んだことによるものです。

番号3、小学校特別支援教育就学援助に要する経費につきましては、個別支援学級に在籍する児童と、通常の学級に在籍し、かつ、学校教育法施行規則第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、世帯の収入等に応じて学用品費や給食費等の一部を援助するもので、本年度393万6,000円を計上しております。前年比27万5,000円の減になります。こちらは対象児童数の減によるものです。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 167ページ中段を御覧ください。

3目学校建設費、事業番号1、小学校施設取得事業に要する経費は、小学校施設の取得に係る償還金で、令和3年度予算額5,419万9,000円で、前年度比5万6,000円の増となっております。

事業番号2、小学校施設改修等事業は、安全安心を最優先に、社会状況の変化に対応した学校施設に求められる機能を確保することを目的とした事業で、令和3年度は令和4年度実施予定の七次台小

学校体育館改修工事の実施設計委託料として859万6,000円計上しております。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 168ページを御覧ください。

番号2、中学校運営に要する経費につきましては、主に学校令達予算となります。学校運営に要する消耗品、印刷製本費、報償費、手数料などの費用で、本年度1,356万5,000円を計上しております。前年比14万6,000円の減となります。こちらはオーゾメーター点検手数料等の減額等によるものです。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 168ページから169ページにわたりまして、事業番号3、中学校施設管理に要する経費については、中学校の光熱水費や電話料のほか、施設警備、樹木管理などの経費を計上しており、令和3年度予算額5,100万9,000円で、前年度比194万5,000円の減となっております。主な要因は、11節需用費のうち、光熱水費について、電気ではICT関連機器の導入、及び令和3年度入札を行うことに伴う契約単価のアップを考慮し、また、ガス等については、31年度実績から見込んだ結果、全体で125万円増額する一方、委託料につきましては、多くの項目を公共施設マネジメント課が統括して行う公共施設包括管理業務委託に移行したことにより、378万2,000円減額したことなどによるものです。

次に、事業番号4、中学校教育環境向上事業は、教育環境の向上を図り、生徒や教職員がより安全で快適に学校生活を送れるようにする事業で、施設の修繕料や空調機器の管理のほか、比較的小規模な工事、管理用備品など、合計3,964万円計上しております。

なお、使用料及び賃借料につきましては、小学校費同様、これまで据え置かれていた空調設備のリース料が令和3年度から発生することなどから、1,913万円の増となっております。

また、17節の備品購入費では、管理用備品のうち、大山口中学校の理科室の机購入として458万5,000円計上したことから、大きく増額となっております。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 続きまして、169ページ下段から170ページ、9款2項2目、番号1、中学校教材整備に要する経費は、中学校の教育環境の整備を図るため、教材備品等の整備に要する経費で、本年度予算額538万6,000円で、前年度比114万8,000円の増額となっております。主な理由としましては、図書備品費の寄附行為による増額によるものです。

○柴田圭子委員長 鈴木部長。

○鈴木直人教育部長 続きまして、番号2、要保護準要保護の就学援助に要する経費につきましては、経済的に就学が困難な中学校生徒保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費などの援助を行う経費で、2,045万2,000円を計上しており、前年比202万8,000円の増となっております。こちらは支給単価の増額、及び対象生徒が増える見込みによるものです。

番号3、中学校特別支援教育就学援助に要する経費につきましては、個別支援学級に在籍する生徒と、通常の学級に在籍し、かつ、学校教育法施行規則第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、世帯の収入等に応じて学習用品費や給食費等の一部を援助するもので、本年度301万6,000円を計上しております。学年進行に伴う人数の変動はありませんが、1万9,000円の増額となります。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 170ページの中段を御覧ください。

3目学校建設費、事業番号1、中学校施設取得事業に要する経費については、中学校施設の取得に係る償還金で、令和3年度予算額4,582万3,000円、前年度比4万円の増となっております。

事業番号2、中学校施設改修等事業は、安全安心を最優先に、社会状況の変化に対応した学校施設に求められる機能を確保することを目的とした事業で、令和3年度予算額は令和4年度実施予定の七次台中学校校舎改修工事の実施設計委託料として3,751万円計上しております。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 170ページ下段の社会教育費になります。

1目の社会教育総務費関係の事業から説明します。

1番の一般職員人件費は省略いたします。

事業番号2番、社会教育総務事務に要する経費は、附属機関及び社会教育に係る事業のうち、総括的、共通的な事務事業経費です。令和3年度予算として213万1,000円を計上しております。前年比9万7,000円の減額です。主な減額の理由は、附属機関の会議計画の見直しによる報酬等の減によるものです。

続きまして、3番、171ページになっています、ニート・ひきこもり対策に要する経費につきましては、ニート・ひきこもりの若者本人またはその保護者等の状況改善を目的にした相談会を開催するため、前年度同額の9万9,000円を計上しております。

次に、172ページになります。

事業番号4番、成人式に要する経費につきましては、前年度同等の37万7,000円を計上しております。

それから、5番、青少年相談員活動支援に要する経費につきましては、95万2,000円を計上しております。前年度比2万3,000円の減額となっております。減額の理由は、新年度の負担金の減によるものです。

次に、6番の文化財審議会委員に要する経費につきましては、市内の文化財保存及び活用を図るため、文化財審議会を運営する経費を計上しており、令和3年度は23万3,000円を計上しています。前年度比1万7,000円の増額となっています。増額の理由は、隔年で実施している県外視察を令和3年度行うことによるものです。

次に、7番、放課後子ども教室事業は、子どもが放課後に学校や体験交流活動できる場所を提供し、子どもの放課後の居場所を確保するとともに、地域社会における人との関わりを通じた豊かな心の育成を図る事業です。令和3年度予算として371万円を計上しております。前年比122万5,000円の増額になっています。増額の理由は、一体型子ども教室を令和3年度に1か所新たに開設することによる委託料の増でございます。

次に、173ページを御覧ください。

8番の白井市民中学校事業につきましては、市民中学校を運営するとともに、ここで得た知識を地域社会に活用でき、学習の成果を地域に還元できる人材を育成し、地域活動を活性化することを目的とした事業です。令和3年度予算として53万5,000円を計上しています。前年度比2万3,000円の減となっています。主な減額理由は、実績に合わせて報償費を減じたことによるものです。

次に、174ページを御覧ください。

事業番号9番の立春式事業につきましては、市内の中学校2年生を対象に、自覚、立志、健康をテーマとした式典をはじめとした各事業を実施し、社会の一員としての自覚や将来に対する夢を育み、青少年の健全育成を図る事業です。令和3年度は35万円を計上しています。前年度比38万2,000円の減となっています。減額の理由は補助金の一部を減額することによるものです。

続きまして、10番の家庭教育事業につきましては、教育の原点である家庭教育を支援し、保護者の不安や悩みの軽減と子どもの健全な育成を図る目的のある事業です。令和3年度は、34万3,000円の予算を計上しています。前年度比5,000円の増となっております。

11番の市史編さん事業につきましては、歴史公文書等の収集等により、市史編さんの調査、執筆、刊行を行うための準備を進める事業です。令和3年度は予算10万7,000円を計上しています。前年度比4,000円の減額です。主な理由は、県の資料保存活用協議会の負担金が令和3年度は下がることによるものです。

次に、175ページの事業番号12番、文化財調査事業につきましては、各種文化財の調査をし、調査の成果を市民に普及、還元する事業です。令和3年度は232万7,000円計上しています。前年度比36万1,000円の増となっています。主な理由は印刷製本費が増えることによるものです。

次に、13番の文化財保護・周知事業につきましては、市内の国県市指定文化財の良好な状態での保存と活用を図り、市民が文化財に親しむ機会を拡充することにより、市の歴史理解と文化の向上に寄与する事業です。令和3年度は176万9,000円を計上しており、前年度比で47万円の減額となります。主な理由は補助金の減額によるものです。

14番の埋蔵文化財・文化財記録・保護事業につきましては、埋蔵文化財や各種文化財に関する情報を記録化し、保護対策を講じることにより、文化財を未来への遺産として伝えていく事業です。開発との調整を図るために実施する埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費として、令和3年度は135万8,000円を計上しています。前年度比26万7,000円の増となっています。主な理由は、印刷製本費の増によ

るものです。

それから、次の176ページ、事業番号15番の市民文化祭開催事業につきましては、白井市民文化祭を開催し、市の文化芸術振興を図る事業です。予算は244万円を計上しております。

次に、16番の文化を支える人材育成支援事業につきましては、包括的な文化芸術活動を行う団体を支援し、市民の自主的な文化芸術活動の創造と発展による地域文化振興を図る事業です。令和3年度は110万4,000円を計上しております。前年と同額でございます。

続きまして、2目の公民館費です。1番の公民館の総括事務に要する経費につきましては、郡県等の公民館連絡協議会に係る負担金などです。4万4,000円を計上しております。

次に、2番の公民館管理運営に要する経費につきましては、西白井公民館、白井駅前公民館、桜台公民館の指定管理料です。5,678万6,000円を計上しております。前年度比100万2,000円の減額となっています。減額の理由は、指定管理料の減額によるものです。

続きまして、3目青少年女性センター費の1番、青少年女性センター管理運営に要する経費につきましては、青少年女性センターの指定管理料で、128万5,000円を計上しております。前年度比14万1,000円の減額です。減額理由は、協議事項に基づいた指定管理料の年度別支払の設定額が下がることになることによるものです。

続きまして、4目学習等供用施設費、1番の学習等供用施設管理運営に要する経費につきましては、主に指定管理経費です。3,670万5,000円を予算計上しております。前年度比35万9,000円の増額となっています。これも協議事項に基づいた指定管理料の年度別支払設定額上、上がることによるものでございます。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 178ページから179ページにかけまして、5目文化センター費の事業番号2番、文化センター管理運営に要する経費は文化センターの維持管理を行うための経費です。令和3年度予算として8,812万6,000円を計上しており、前年度比1,094万7,000円の減額となっております。主な減額の理由は、消防設備点検、空調設備点検、エレベーター点検など、10の点検業務を公共施設包括管理業務委託へ移行したこと、光熱水費を施設の夜間開館や文化会館施設予約のキャンセルなどを想定したことによるものです。

次に、179ページ、事業番号3番、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費につきましては、コロナ感染症対策として新たに計上した事業で、50万5,000円を計上しております。文化センター全体の消毒に係る消耗品のほか、文化会館の客席入替時の消毒を委託するための委託費用などとなっております。

次に、180ページにかけて、事業番号4番、公共施設等あり方検討事業につきましては、令和2年度は補正にて、02事業、文化センターの管理運営に要する経費で計上しておりましたが、事業番号4番として、一部の公共施設について、今後の利用方法、機能、性能、規模など、施設自体のあり方を

検討し、将来的な保全計画の策定に活用するため、あり方検討委員会委員に係る費用、市民アンケートに係る通信運搬費、文化センターのあり方検討支援業務委託料など、合わせて1,142万円を計上しています。

次に、6目図書館費の事業番号1番、図書館電算システム運用に要する経費につきましては、1,549万7,000円で、前年度比33万9,000円の減額となっております。図書館電算システム運用に必要な電算システムや、機器賃貸借、ホームページ、インターネット回線等の経費です。主な減額理由としましては、機械器具賃借料で、契約時にシステムの内容の精査を行い減額となったものです。

次に、181ページにかけて、事業番号2番、図書館サービス推進事業につきましては、市民の読書環境を整え、幅広い世代への読書普及を図り、市民の生涯学習を支援するために、図書館運営協議会の開催、図書館の運営に必要な会計年度任用職員に係る経費、研修旅費や修繕費、図書運搬業務などの委託料など、合わせて3,783万5,000円を計上しております。

次に、事業番号3番、図書館資料整備事業につきましては、図書等の計画的な整備と社会情勢に応じた蔵書構成を図り、市民の読書要求に応じるため、需用費の消耗品費として、新聞雑誌等、図書、視聴覚、地図の購入、使用料及び賃借料として、新聞や官報、インターネットサービスの使用料など、合わせて2,265万9,000円を計上しています。

次に、183ページ上段にかけて、7目プラネタリウム費、事業番号1番、プラネタリウム館運営事業につきましては、学校教育、生涯学習、及び天文を通じた交流活動の場として、市民が生涯を通じ継続的に星空や宇宙に親しむ環境を提供し、情操を養うため、プラネタリウム館運営協議会の開催、プラネタリウムの投影解説員、事務補助員の会計年度任用職員に係る経費、プラネタリウム自主事業のための講演会講師やコンサート演奏者謝礼、プラネタリウム投影機器の保守点検、機器賃貸借など、合わせて1,316万8,000円を計上しています。

次に、183ページ、8目郷土資料館費、事業番号1番、郷土資料館管理運営に要する経費につきましては320万9,000円で、31万6,000円の減額となっております。主な減額の理由としましては、会計年度任用職員の勤務日数を精査したことによるものです。事業内容としましては、郷土資料館運営協議会の開催、事務補助員の会計年度任用職員に係る経費、維持管理に係る経費、施設環境測定委託経費、12年使用していたポスタープリンターの更新の備品購入費などとなります。

次に、184ページ、事業番号2番、郷土資料館展示・教育普及事業に要する経費につきましては、白井の歴史、文化財に関する情報などを発信することにより、市民の郷土への興味、関心を醸成するために、企画展示に係る講師謝礼や、展示消耗品、印刷製本のほか、年2回行う燻蒸委託など、合わせて69万9,000円を計上しています。

次に、事業番号3番、市民学芸スタッフ古文書修補活動事業に要する経費は、市の歴史を伝える文化財の一つである古文書の修補作業を継続できる体制を整え、古文書を良好な状態で後世まで守り伝えていくために、修補に必要な消耗品やボランティアの保険料など、合わせて14万9,000円を計上し

ています。

次に、9目文化会館費、事業番号1番、文化会館運営に要する経費につきましては3,066万9,000円で、前年度比2,253万9,000円の減額となっております。主な減額の理由としましては、令和2年度、14、工事請負費の舞台音響設備、ワイヤレスマイクなどの更新工事の減額によるものです。事業内容としましては、文化会館運営協議会の開催、事務補助員の会計年度任用職員に係る経費、舞台管理業務委託となります。

次に、185ページ下段から186ページ上段の事業番号2番、文化会館自主事業運営事業につきましては、自主事業を通して市民が生舞台芸術に触れたり、文化、芸術への興味、関心を育むことにより、市民生活のゆとりや潤いの醸成に寄与するため、需用費として、ケータリング、ポスター・チラシ印刷に係る経費、有料公演2事業の公演手数料のほか、ピアノ調律、チラシ折り込み手数料など、合わせて390万8,000円を計上しています。

以上になります。

○柴田圭子委員長 途中ですけれども、休憩を入れよう思います。ここで休憩します。

再開は11時ちょうどといたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○柴田圭子委員長 では、休憩に引き続き会議を再開いたします。

引き続き説明のほうをお願いします。

石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 それでは、186ページの下段の5目保健体育費からになります。

1目保健体育総務費につきまして、1番、職員人件費については省略いたします。

事業番号2番のスポーツ振興事務に要する経費につきましては、市体育協会及びスポーツ少年団の補助金、郡市体育協会の負担金などの経費です。令和3年度は487万円を計上しています。前年度比21万7,000円の減となっています。減額の理由は負担金及び交付金の減額によるものです。

187ページになります。事業番号3番のスポーツ推進委員活動に要する経費につきましては、スポーツ推進委員による生涯スポーツの普及発展活動に伴う支援経費です。162万7,000円を計上しております。前年度比11万6,000円の減です。主な減額の理由は需用費の減です。

次に、4番、学校体育施設開放に要する経費につきましては、学校体育施設の開放に係る消耗品などの管理運営経費で、42万8,000円を計上しております。前年度比7万5,000円の増額となっております。主な増額の理由は委託料の増によるものです。

188ページの5番の社会体育施設管理運営に要する経費につきましては、市の競技広場やテニスコ

ートなどの維持管理経費や予約システムの使用料など、社会体育施設の管理運営に係る経費です。1,596万9,000円を計上しております。前年度比63万円の増額となっております。主な増額理由は、光熱水費、修繕費などの需用費の増によるものです。

189ページになります。

6番の総合型地域スポーツクラブ支援事業は、ライフステージに合わせて誰もが身近な場所でスポーツを継続的に行える環境を整え、いつでもどこでもいつまでもスポーツを親しめる生涯スポーツの推進を図る事業です。令和3年度予算として5万4,000円を計上しております。

次に、7番の各種スポーツ大会開催事業につきましては、スポーツの場の提供やきっかけづくり、スポーツ団体の活性化を通じて、市民の運動習慣の定着、健康と体力の維持増進を図るとともに、スポーツの普及振興を図る事業です。令和3年度は340万円を計上しております。

次に、2目の体育施設費につきまして御説明します。

1番の白井運動公園管理運営に要する経費につきましては、白井運動公園の指定管理料、修繕料など、管理運営に係る経費を計上しております。令和3年度は2,633万2,000円を計上しています。前年度比69万円の減額となっております。

次に、190ページ、事業番号2番の市民プール管理運営に要する経費につきましては、令和3年度、3,189万8,000円を計上しております。前年度比497万2,000円の増額となっております。増額の理由は、工事請負費の増額によるものです。工事は、プールの気流ポンプ工事、幼児プールの漏水工事を行う予定です。

次に、3番、放射能対策事業は、プールの放射性物質検査料を計上しております。毎年同額の3万3,000円を計上しております。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 続きまして、190ページ、9款5項3目、番号1、学校給食センター総務事務に要する経費は、学校給食センターの事務的経費で、3年度予算として901万4,000円を計上しており、前年度比1万1,000円の減額となっております。主な減額の理由は、会計年度任用職員に係る人件費等の減によるものです。

次に、192ページ、番号2、学校給食センター運営に要する経費は7億1,344万9,000円で、前年度比406万2,000円の増額となっております。主な増額の理由は、学校給食センター維持管理運営業務委託料等の増によるものです。

次に、番号3、桜台小中学校給食運営に要する経費は5,101万5,000円で、前年度比317万円の増額となっております。増額の主な理由は、桜台小中学校の給食調理業務等委託料の増額によるものです。

次に、193ページ、事業番号4、公共施設等在り方検討事業は、桜台小中学校の児童・生徒に安全で安心な学校給食を継続的に提供するため、その在り方を在り方検討委員会で検討する事業で、3年度は45万円を検討会議等の予算として計上しております。

○柴田圭子委員長 では、今度は歳入でいいですか。これで歳出が終わりました。今度引き続き歳入の説明をお願いします。

和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 それでは、歳入について説明させていただきます。

21ページを御覧ください。

歳入は説明の欄の各摘要について説明をいたします。

まず、13款2項3目教育費負担金、日本スポーツ振興センター負担金は247万5,000円を計上しており、前年比9万8,000円の減となっております。これは、児童・生徒数の減によるものです。

次に、学校給食負担金は2億9,760万2,000円を計上しており、841万3,000円の減となっております。これも児童数の減、そして、教職員数の減によるものです。

学校負担金（過年度分）は246万8,000円を計上しており、41万3,000円の減となっております。これは収納率の減によるものです。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 14款使用料及び手数料、1項使用料の1目総務使用料のうち、総務管理使用料の行政財産使用料19万3,000円のうちに、6,000円ほど、桜台センター、富士センターなど、複合センターの敷地への地下ケーブル等の占用料として6,000円の歳入を見込んでおります。

以上です。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 同じく21ページの中段よりやや下を御覧ください。

14款1項5目教育使用料、1節教育総務使用料、小中学校等使用料については42万4,000円で、前年度2万1,000円の増となっております。小中学校等使用料は、学校敷地内の電柱占用料や駐車場として貸付けている賃借料などを計上しております。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 その下の行政財産使用料は、給食センター敷地内の電柱使用料です。昨年度との変更はありません。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 その下、2節の社会教育使用料、文化会館使用料の1,335万5,000円については、コロナ禍で申請が減っており、実績を考慮して算定しております。

次に、その下、文化センター占用使用料ですが、郵便ポストに係るもので、前年度同額となっております。

次に、プラネタリウム使用料につきましても、コロナ禍で影響を考慮して算定しております。前年度比40万円減の180万円としております。

以上です。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 その下の3節体育施設使用料でございます。右側のグラウンド照明使用料41万1,000円、それから、市民プール占有使用料17万5,000円、陸上競技場占有使用料2万8,000円、次のページになりますが、テニスコート使用料504万円、それから、競技広場使用料105万円につきましては、全て昨年度と同額で歳入を見込んで計上しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 鈴木部長。

○鈴木直人教育部長 24ページを御覧ください。

15款2項5目になります。教育費補助金になります。こちら就学援助費補助金ですが、こちらは要保護世帯の就学者の修学旅行費、医療費が対象経費となっている国庫補助金になります。昨年度より修学旅行費の対象人数が減ったため、6万円の減額となっております。

2つ目に、特別支援教育就学奨励費補助金でございます。こちらは個別支援学級に在籍している児童・生徒及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒を対象としている国庫補助金になります。対象経費のうち、校外活動費等の対象人数が減ったため、12万8,000円の減額となっております。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 その下の理科教育設備整備等補助金は106万1,000円を計上しており、9万1,000円の減となっております。これは学校からの備品購入希望を取り、昨年度と同等額で査定を行った結果の減でございます。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 25ページ、16款県支出金、1項県負担金、1目の県委譲事務交付金の1節県委譲事務交付金につきましては、385万5,000円のうちに9,000円ほど埋蔵文化財関係の事務分として歳入に計上しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 まだありますね。27ページ、青少年相談員活動費補助金。

石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 27ページの真ん中辺になります。

16款2項7目教育費県補助金の中に、1目教育費補助金で青少年相談員活動補助金15万5,000円、これ全て青少年相談員の補助金で、例年同様の金額を計上しております。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 最後になります。30ページから32ページにわたりまして、21款諸収入、4項2目雑入、2節雑入については、各課に重複している内容が多々あることから、事前に令和3年度白井市一般会計雑入一覧を配付させていただいておりますので、個別の説明は省略させていただいた

いと思います。

以上で全ての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○柴田圭子委員長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

委員の方々に申し上げます。質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。なお、発言の際は挙手をされ、委員長の指名後にお願いいたします。それは執行部のほうにつきましても同様をお願いいたします。

それでは、歳出について質疑を行います。

では、55ページをまずお聞きください。

複合センター費があります。複合センター費、質疑ある方いらっしゃいますか。いいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、教育のほうに移って、153ページから教育費が始まります。

最初に、教育費、教育総務費、教育事務費、どうしようかな、じゃあ、区切りがいいところで、9款1項2目事務局費のところまで、156ページの上のところまで、153ページから156ページの上のところまでございますか。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

徳本委員。

○徳本光香委員 154ページの下の方の2番、一般職員人件費についてお聞きします。

人件費の説明がないということで、ちょっと全体についてここでお聞きしたいんですが、小中学校の教員の方の数というのは、新年度は正規と非正規でどのように増減する予定でしょうか。分かる範囲でお願いします。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 この今議員が御指摘の9款1項2目事務局費の一般人件費の職員25人というものにつきましては、これは教育総務課、教育支援課、学校政策課の職員の人件費ですので、学校の先生の人件費ではありませんので、ここではお答えできません。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、どこでお聞きすればいいか、すみませんが、教えてください。

○柴田圭子委員長 小学校費と中学校費、それぞれ最初のところで人件費について聞けるとお思いますので、そのときに別々に聞いたらいかがでしょうか。

○徳本光香委員 分かりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

鈴木部長。

○鈴木直人教育部長 すみません、学校の職員は県費負担職員ですので、こちらの予算のほうには出てまいりません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 人数的なものは、それは把握はされているということですよ。

○鈴木直人教育部長 はい。

○柴田圭子委員長 そのことについては、聞けますね。

よろしいですか、徳本委員。

○徳本光香委員 ちょっと分からないんですけども。

○柴田圭子委員長 それは後ほどということ。

ほかに質疑ありますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 155ページ、事業番号4、バス運用に要する経費のところをお聞きします。

令和2年の決算はまだ出ていないんですけども、令和元年の決算のところ、使用が、学校行事とか、教育委員会の方が使うとか、部活動に使うという説明があった後で、部活動などの場合、自己負担金も発生することがあるかという質疑があったんですね。そのときに、これは今課題ですというふうにお答えなっていると思うんですけども、その後、その部分はどのようになってきたのか伺います。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 議員御指摘のとおり、決算委員会のときにそのような質疑があったように記憶しております。

それで、私の説明が下手だった部分もあるんですけども、部活動につきましては、この借上料の中から300万円ほど学校に配当しております。学校からは、これでは全部の部活動にバスを出すことができないというふうに伺っておりますけれども、全体の予算の中ですとか、この予算の、今年は1,500万円持っていますけれども、この中の組替えとかもちょっと検討したんですけども、なかなか増額するということが難しかったものですから、中学校部活動バスの学校割合を少し変えたりして、必ず1つの部活で1回ぐらいはバスを使えるようには工夫はしたんですけども、恐らく部活動の遠征の数とかが多ければ、そこまではこの予算では足りないというところで、現状ではなかなか対応ができていないのかなというところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 対応ができていないということは、こちらの予算が足りないということですかね。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 部活動バスにつきましては、原則保護者負担、部活動の送迎については、例えば、公共交通機関を使ってもらったりとか、保護者送迎とか、いろいろとあると思います。教育委員会のバスで全部の部活動の送迎を行えるというのは、現実的には難しいのかなと。白井市の場合、地

域的なものがある、例えば、松山下公園に行くですとか、成田市の中台公園に行くですとか、どうしても郡体とか、大きな大会になると、公共交通機関では行きにくい場所があるので、一部助成している。一部助成というんですかね、一部バスの補助をしているというふうに考えているところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 では、考え方として、部活動で使用するバスのようなときは、原則自己負担で、できる限り範囲内で市が助成をする、そういう考え方ですね。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 御指摘のとおりです。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 155ページ、3)の教育総務事務に要する経費の中で御説明あった、平塚分校の維持管理費、これは具体的にお幾らぐらいかかるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 この事業中の一部なんですけれども、光熱水費の13万1,000円、それと、修繕料の10万円、それと、通信運搬費の4万2,000円、保険料3万9,000円、施設警備委託料19万8,000円、これが平塚分校にかかっている経費となります。それと、消耗品の一部も、平塚分校で使うトイレットペーパーですとか、洗剤とか、買っているところです。合計額を出していなくて申し訳ないんですけれども、そういう内訳になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 平塚分校に関しては、今後いつまであの状態でキープ、保存されるのかどうか、お考えがあったらお答えください。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 今現状として、あれをどうしていくかということはまだ決まっておられませんので、現状としては現状のままやっていくという、今ところはなっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○岡田 繁委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次に進みます。今度は9款1項3目の指導費のところ、156ページから、ちょっと指導費は長いんですけれども、162ページの上段まで、指導費を一括で質疑を受けます。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 160ページの、10番、教育課題調査研究事業のところでお伺いします。

この学校力向上調査委託料、こちらの内容について少し詳細をお尋ねしたいと思います。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 では、今御質問いただきました学力向上調査委託料、これについて説明いたします。

これは、今年度から実施しています、Reナビと言っている、家庭で行う、子どもたちがどこまで理解をしているかというのを図る検査です。これは、一応5月ぐらいまでに1回検査をまずやって、それに対するフィードバック、子どもたちがつまずいたところを検査結果と共に配布されるフィードバック冊子によって子どもたちが復習をします。2回目を、また9月から10月にかけて実施をして、1回目できなかつたところがきちんと確認し、理解できたか、もう1回調査をするものです。その2回の調査と1回のフィードバックのものを合わせて調査費用となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 これは令和3年で2年目ということによろしいですか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 そうでございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 1年、今年まだ終わっていないですけども、令和2年度にこの調査に変更したわけですね、以前から。その状況というか、以前のもの比べてどういうふうに現場のほうでは感じられているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 今までは県の標準学力テストみたいなもので共通のものを測っておったんですが、今度はその子どもたちがつまずきをそれぞれが感じて、そこをフィードバックしていく調査です。対象としては小学校4年から6年、中1と中2で実施してまいりました。

1回目、これはどうしてもコロナ禍だったので、本来なら学校で趣旨をきちんと説明をして実施したかったんですが、5月中に各家庭で実施しました。その1回目、2回目の正確な比較というのが、今年度についてはなかなか測りかねないものがありますので、3年度、学校で全ての検査をやって、実際どういうふうに効果が出るかというのを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 同じところでお聞きしたいと思います。

これは大変いい事業だと思っているんですけども、この考え方は結構今広まっていると思うんで

すよね。調査をして、改善をして、検証する。その内容に関しては賛成ですが、これ年に2回ですよ。全校生徒というわけではなくて、4年、6年、中1、中2と、全員でないわけですがけれども、本来であれば、調査、改善、検証というのは、それぞれの子どもに直接のつながりのある教員がすれば一番いいと思うんですけれども、ここでは委託になっています。学力向上調査委託料558万2,000円出ています。委託にした理由、先生方は大変お忙しいので、その辺かなとは推量しますけれども、委託にした理由を教えてください。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 小学校につきましては、国語と算数、国語は漢字、言葉の決まり、文書の読解のこの2つ、2教科、冊子で言うと2冊ということですね。算数については、数と計算、量と測定、図形、数量関係ということで、これも2冊。中学校においては、同じく国語で2冊、数学で2冊、中2については英語も入れて5冊になりますので、これだけのものを各学校で先生方に集まってもらって作成するかなど一定レベルのものをちょっと作れるかというのも大変懸念をしまして、様々検討した結果、委託という形で、市側の意見を取り入れてもらいながら作成したという状況です。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。古澤委員。

○古澤由紀子委員 この調査研究事業はそのように行われているということですがけれども、この考え方というのを全般的に取り入れていくという傾向はあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 全体的にというのは、全ての学年でという意味でございませうか。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 そうですね、このようなきちんとした形でなくても、テストを行って、調査して、このぐらいできたと、またフィードバックしてという、この考え方自体を学校の教育方針の中に取り入れていくということはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 今までも、低学年であっても、そういう評価をして、ワークみたいなもの、または、子どもたちが書いたもので評価をするということはやっておりました。それは当然フィードバックをして、補ってきているんですが、高学年になって、そういうのを客観的に測るものという、ワークテストとか、学力検査を実施しております。それよりも今回のこのReナビの特色である、「分からない」という選択肢を設けて、子どもが、今までは分からなくても無理やり答えていたかどうかは、教員も把握できなかったもので、「分からない」という選択肢を入れて、子どもたちが個別につまづいているところを把握して、フィードバックしていくようにしていきます。これは従来の授業でもやっていることですが、この検査でより補っていかうとするものです。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 期待しておりますので、よろしくをお願いします。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 159ページ、7)の地域人材活用事業に関してなんですけれども、先ほどの御説明で、白井市の特色ある教育というお話が出ましたけれども、具体的にどのようなことをされているか教えてください。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 地域人材活用につきましては、学校評議員、それから、部活動サポート、それから、各学校のニーズにおいて、それぞれテーマを持って講師を呼ぶ、そんな活動をしております。具体的には、第一小学校がブルキナファソとの交友、友好活動、そういう活動で講師を呼び、支出しているということもございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 白井の特産の梨なんですけれども、梨屋さんに来ていただいて授業をやるとか、そういうことはやられているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 しろいの梨については、小学校3年生で地域を学ぶという、社会の中でありますので、各学校それぞれ梨をテーマにして、3年生が中心に学習しているというのは聞いております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 158ページの5番の教職員研修に要する経費についてお聞きします。

どういった内容を予定しているか、何か新年度で特徴的なものや具体的な内容分ければお願いします。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 教職員研修については、例年夏季を中心に、学校のニーズを聞きながら研修を組んでいるところではございます。来年度につきましては、やはりICT化が進んでおりますので、そちらに応じた研修も検討していくこととなると思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 タブレットを使用した授業のための研修は入るだろうと私も予測していて、それ

で、そういったものを使用が苦手な方もいらっしゃると思うんですけども、そういったフォローというのはどういうふうにしていく予定でしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 各学校にICT支援員という形で、週に2回、必ず小中全校に配置されています。もう3月から始まっておりますので、そちらのほうで苦手な先生もピンポイントに支援員に質問して改善していくことができると考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 いいですか。

ほかに質疑ありますか。

徳本委員、続きですか。

○徳本光香委員 続きです。

○柴田圭子委員長 じゃあ、徳本委員。

○徳本光香委員 ICT支援員の方なんですけれども、何か授業中にクラスについているイメージをしていたんですが、そうでなく、授業をしていない先生が自由に聞いたり相談したりできるというような支援をしてくださるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 当然配置されている時間内は、様々な状況に応じてICTに関して支援してまいりますので、午前中に配置されている場合は主に授業という形になります。空いている時間、休み時間等に質問するという事も可能です。午後に配置されている場合には、子どもが帰った後、そのままピンポイントに質問したり実技研修したり対応できると思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 160ページの12、青少年国際交流事業に関してですけれども、今コロナの関係でここ1年やり取りが中止になっておりますけれども、せっかくこれ端末導入されるということで、例えば、メールで向こうの生徒とやり取りするなど、そんなことはもうお考えなのか、やっているのか、お答えください。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 青少年国際交流事業につきましては、今年度受入れの年だったんですが、これがコロナの関係で中止になり、来年度そのまま受入れの形で調整をしているところです。

ただし、オーストラリアの相手方と担当課がメール等でやり取りはさせていただいています。今後の在り方については、より交流が進むような、または、コロナだけではありませんけれども、子どもたちが安全安心にできるような交流、そういうやり方も考えていく必要があるということは確認して

おります。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 すみません、担当者じゃなくて、子ども同士のメールでのやり取りです。それはどうでしょう。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 今年度につきましては、そういうやり取りを具体的にやったという報告は受けておりません。ただし、子ども同士のメールのやり取りというのも可能な状況が、検討すれば可能な状況もあるかもしれませんので、学校のほうにはそういう意見があるということ伝えてまいりたいと思います。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 160ページの13番、適応指導教室事業についてお伺いします。

こちらは、令和2年度から児童・生徒にタブレットが支給をされて活用されるということなんですけれども、この適応指導教室においてはその辺はどのように取り扱うんでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 タブレットにつきましては、児童・生徒1人に1台という形で渡して、授業等で活用してまいりますので、当然適応指導教室でも対応できます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 同じ適応指導教室事業についてなんですけれども、その続きで、タブレットは1人1台支給されているものを使えるということで、その場所でもネット環境の整備というのはもう済んでいるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 そちらのほうもモバイルルーターを用いて対応できる環境を整えてありますので、できます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

それでは、162ページ上段まで。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 161ページの14番、特別支援教育事業のところでお伺います。

会計年度任用職員の方が巡回指導されるんですかしら、この巡回指導の回数というのが減っていくんですか、令和3年は。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 実際には、多少減ります。ただ、令和2年度の実績等を考慮して、今回は25回にしました。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 実績を考慮してということは、巡回指導の回数を減らしても、お子さんの教育、成長にこの回数で十分だというふうなお考えの下でということによろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 何回が十分だというのは難しいところではございますが、実績として、今年度の回数25回にしても、十分に今現在の保護者からのニーズでは応えられるということで判断をして、そういう予算を計上させていただきました。

○斉藤智子委員 分かりました。

○柴田圭子委員長 引き続き、162ページ上段まで。

徳本委員。

○徳本光香委員 161ページ特別支援教育事業についてで、こちらでもタブレットを活用すると思うんですが、どういった活用の仕方でも個々の特性に合わせていくという、何か計画や研修などはあるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 各学年の活用例というのがありますので、そちらのほうも特別、個別支援学級のその学年の子どもたちにも当然伝えていきます。それに対応でき、学習が進められるお子さんはそれで進めてまいります。あとは、それぞれ個に応じた個別支援計画を立てて対応しておりますので、それぞれのお子さんの興味関心や、または、今どの段階かということに応じて、担任のほうもそれぞれ個に応じた対応で活用していくように考えております。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 入っているソフトというのは、普通教室の子と同じものになるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 同じでございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今の段階でそういう特別支援教育用のソフトなんかもあると思うんですけども、それとか、もっと選びやすい、選択しやすいものとか、あると思うんですが、そういったものを今後調査などしていったら、多くの子に使えるような場合は検討していく可能性もあるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 ICTのことにちょっとなりましたので、自分のほうからお答えをさせていただきます。

今入っているソフトはありますが、当然特別な教育的ニーズのある子どもたちですので、それぞれ個々に様々なところが必要になるかなと思います。ですので、その子に応じたソフトというものを探しながら、それを入れていくかどうかということは個々に検討しながら進めていきたいと思っています。子どもたちがまず使える、使いやすいようにということを最大のテーマに進めていきたいと思っています。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 すみません、今のお話をちょっと伺ってふと思ったんですけども、子どもたちというのはメールアドレスというのは個々に持てるんですか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 ちょっと確認をした上で後ほどお答えします。

○柴田圭子委員長 お願いします。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、162ページ上段の3目の指導費までは終わりました。

では、学校事務費を行います。学校事務費は164ページの上段までです。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 163ページ、3)教育の情報化推進事業についてお伺いたします。

これは国のGIGAスクール構想に合わせていち早く白井市も教育現場でICT化を進めていくということなわけですが、先ほどどなたかがお聞きした職員の研修は行うということでした。この3の中に書いていなかったものですから、私もどのような研修を行うかお聞きしたかったんですけども、その前に、非常に多額なお金を費やして事業を行うわけですが、日本が情報化が非常に遅れているということで、国のほうも急いでいると思うんですけども、これの機械を使いこなすということはもちろんのことですが、教育としてこのICT化によってどういう目的を持って、どういう指導をしていくかという、その大きなところをお聞きしたいと思っています。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 ICT化によってどういうところを期待するかということでお答えします。

まず1つは、教育の情報化ということによって、子どもたちがICT環境に慣れ、そして、情報化に対して様々な対応ができるようにしていくこと、タブレットを使って様々なことができるようにしていくということがまず1つですね。それと、一番大きなところでは、やはり学力の向上というところがあるかと思っています。ICTを活用するというだけではなくて、最終的にはやはり学力の向上というところを目指して進めていきたいと思っています。そのために、これまでも先生方指導してきたんですが、これからの教育というのは、ICTを活用して様々なことを見たり聞いたり情報を取り入れながら、広く情報を知識とし、そして、知恵として活用できる子どもたちを育てていくと、そういったと

ころを目指してこの情報化推進事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 まず、情報の環境に慣れるということ、それができたら、学力向上と、もろもろの活動を広げて視野を広げるということでいいでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 今委員がおっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 それにはやはり指導者の技量ということがかなり問題になってくると思うんですけども、そこを見据えた上での先ほどの教員の研修ということで受け取ってよろしいですか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 委員のおっしゃるとおりで、研修のほうはこれから進めていきたいと。また、実際に、もう今3月に運用を始めたところですが、各学校からの情報を聞きますと、非常に先生方が早く使いたい、そういう気持ちの方が多いというふうにも報告を受けております。また、その中で、こういうことできるの、ああいうことできるのという疑問を持っている先生方もたくさんおりますので、そういったところでは、ICT支援員が活用され、それが実際実践のための研修ということでこれからまた進んでいけるかと思えます。先生方も十分に活用できるようにということで、今後研修を進めていきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、同じ箇所での追加の質問です。

聞いていて気になったんですけども、たくさんの情報に対応できるようにということなので、自由に調べてごらんということでインターネットに接続して調べるということも可能なんではないでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 インターネットにつないで調べるということは可能です。ただ、もちろんフィルターはかかっておりますので、制限のある中での学習活動になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、同じ項目で、少し詳しく小中学校の学習用端末等貸借料の内訳について、具体的内容をお知らせください。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 貸借料の内訳ですが、まずは、児童・生徒が使う学習用タブレット、それか

ら、大型提示装置、液晶のプロジェクターです。それから、タブレットに入っておりますソフトウェア、それから、アクティブラーニング室の今回整備をしましたが、そちらのほうについてもこの中に入っております。あと、先ほどから出ておりますICT支援員、それについてもこちらのほうに入っております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、財源についてお聞きしますが、このタブレットを借りる財源というのは、最初整備したときは上限が決まって出たと思うんですけども、新年度からは全て一般財源ということになるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

今回、ICT、GIGAスクール構想に係る費用についての補助は出ました。要は、イニシャルのコストについて出ましたけれども、ランニングコスト、今回の賃借料等につきますので国等からの財源措置は今のところございませんので、一般財源の取扱いということになっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今イニシャルコストは今回出ましたというのは、新年度予算のことを指していますか。それとも、前に出た分を指していますか。

○柴田圭子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

令和2年度予算の対応のことで申し上げます。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、新年度からは一般財源ということで、分かりました。

続けて、タブレットの活用についてなんですけれども、164ページの18のところには全国ICT教育首長協議会会費というのがあります。全国では、渋谷区など、もう既に先行してタブレットを入れて、いいところも見えるけれども、問題点が発生して、それを白井市が先に知って生かすということもできると思うんですが、そういった情報交換もここでできるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 こちらの首長協議会のほうでもできるかとは思いますが。ただ、今回様々な環境を入れさせていただきましたので、やはり先行している、今委員からありました渋谷区とか、先行しているところにはこちらからも連絡を入れながら、メリット、デメリット、整理しながら、白井市では進めていきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 確認ですが、私の知り合いで、先行してタブレットを入れたところで、ゲームを使えるようにしたら、子どもたちはすごく魅力に感じていっぱい使ったというところがあったけれども、白井市では入れないという話でしたよね。

○柴田圭子委員長 確認ですね。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 今のは白井市、本市での話ではなくて、他市での話ですね。ゲームとって、どういったものを指しているかにもよりますが、今後何を入れる、今入っているものがベースにありますので、そういうものが何か必要であれば、それはまた調査研究をした上で進めていきたいと思えます。

以上です。

○柴田圭子委員長 続きですか。

○徳本光香委員 そうです。

○柴田圭子委員長 ちょっと待ってください。

徳本委員。

○徳本光香委員 ちょっと補足なんですけれども、他市の例というのは、ゲームにすごく集中し過ぎてちょっと弊害が出ているという例だったので、そこら辺入れる予定があるのかという確認でした。

最後にこの関係でお聞きします。タブレットは読み書きなどに苦手さを持っているお子さんにとってはすごく活用できると私は思っているんですね。全般的にタブレットに賛成か別として、学習障害のお子さんにはすごく使える面があると思っています。読みが苦手なお子さんに対して音声のガイドをつけるとか、形の認識が難しく書くときにすごい労力を使ってついていけないお子さんに、押せばいいような、書字じゃなく、打ち込むようなものを優先して使ってもらうだとか、そういった合理的配慮というのもする予定でしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 読みにつきましては、これまでも音声教材を本市では導入してまいりました。また引き続きそれについては活用していきたいと思えます。

また、書字の障害のある場合、今キーボードで打ち込むということも1つの手だてですし、どうして書けないかという辺りを細かく見ていったときに、筆順なのか、形なのか、それぞれによってやはり子どもたち、学習障害といっても様々なケースありますので、その子たちに合った、今委員おっしゃった合理的配慮の提供をきちんと話し合っ進めていきたいと思えます。

以上です。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 同じく、今の教育の情報化推進事業の164ページのほうで、債務負担行為に基づくものということで、小中学校学習用端末等賃貸借料約2.3億円なんですけれども、支払い方法については、賃貸借料等を期間で割った均等払いで、契約期間は令和8年2月28日までということでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 今委員からお話のあったとおりでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 では、ちょっと話は変わるんですけども、学習用端末ということで、学習用端末、1人1台のタブレットということですが、そのほかにも、プリンタ各校1台ですとか、液晶プロジェクターも各教室に1台とか、アクティブラーニング室用の液晶テレビも各校3台とかというふうに調達をしているかと思うんですが、具体的な数について、数の数字じゃなくて結構なんですけれども、種別の調達数の内容について伺います。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 種別の調達数の内容ということで、ちょっとすみません、お時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 ちょうど区切りがいいので、休憩に入りたいと思います。

再開は1時10分。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時10分

○柴田圭子委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 午前中にお答えできなかった部分、お答えしたいと思います。

まず、メールアドレスにつきましてですが、子どもたちメールアドレスはあります。ただ、まだ使い方もこれからですので、また、そのメール自体も制限をかけることが可能だということですので、範囲を区切りながら、活用のほうはこれからしていきたいと考えております。

○柴田圭子委員長 よろしいですね。

○岡田 繁委員 はい。

○柴田圭子委員長 それでは、先ほどの続きを行いたいと思います。164ページの上のほうまでで質疑ある方。

鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 続けてで申し訳ありません。午前中に広沢委員からありました、小中学校の学習用端末等の整備について、調達する機器のことについて御質問ありましたのでお答えします。

学習用端末につきましては、児童・生徒1人1台ずつ、それから、教職員用で1台ずつ、それから、プリンタにつきましては各学校に1台ずつ、それから、液晶のプロジェクターですが、通常の学級の教室にいわゆる液晶プロジェクターが黒板の右側に固定で入っております。特別支援学級と特別教室につきましては、ホワイトボード型のプロジェクターが1台ずつ入っております。また、アクティブラーニング室や体育館、職員室には液晶テレビが1台ずつ入っております。

以上となります。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 タブレット端末ですが、児童・生徒用、あと、教職員の方用、1人1台ですけれども、予備としての準備というのはございますか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 予備機として、各学校に4台ずつ整備しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 4台というと、壊れたのを修理に出している間に代替として支給するような形なんでしょうか。その4台の予備機の利用の仕方について伺います。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 児童・生徒が、実際活用していて、トラブル、故障があったときに、その代替機を活用するということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、同じタブレットのところでちょっともう一度確認したいんですが、全て完全に一般財源になるんでしょうか。3億2,100万円強のうち、交付税措置がされるということはありませんか。

○柴田圭子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

先ほどのICTに関係する費用について、一般財源の部分、国等の負担はないということで、一般財源の対応としております。交付税の措置についても、今のところないものと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。

では、163ページの10番、需用費の修繕料についてなんですけれども、この80万円というのは壊れた場合のためなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 こちら校務用の、職員用のパソコンの修繕料になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 いいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 では、児童・生徒が使うタブレットが壊れた場合の修繕料というのは賃貸借料の契約に入っているということですね。

○柴田圭子委員長 鈴木部長。

○鈴木直人教育部長 おっしゃるとおりです。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 じゃあ、児童・生徒用タブレットの修繕料というのは、借りている間ずっと適用ということですか、期間は。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 おっしゃるとおりです。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、続けて、163ページの下から3行目の委託料の電算委託料というのは、中身は何でしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 主にネットワークの保守委託による委託料、電算委託料になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 いいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 ネットワークの保守ということは、何か不調が出た場合ということでしょうか。すみません、詳しくお願いします。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 今のネットワークというのは、教育のネットワークシステム、学習のネットワークシステム、校務用パソコン等のセットアップ、そういったものの保守委託になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、すみません、続けて、先ほど音声読み上げの機能などはタブレットについていますかと質問して、そういうことは今やっていますということで、多分デジ教科書のことをおっしゃっていると思うんですけども、私がお聞きしたかったのは、このタブレット自体のソフトを使っているときに読み上げ機能が使えるかということでした。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 ウィンドウズの中に現在読み上げ機能というのがついておりますので、その範囲であれば使えます。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 それから、契約上のお話ということで確認したいんですが、障がいに合わせてソフトを入れることというのを、その子の使いやすさに合わせて検討するというお話だったんですけども、契約上そういう新たなソフトを入れるということは可能なんでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 入れることは可能です。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか、ここまでは、徳本委員。

○徳本光香委員 すみません、違う項目で行きます。162ページの一番下の2番、補助教員配置事業についてお聞きします。

補助教員の方の人数というのの増減予定というのはどうなっているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 来年度は2名減の予定です。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 海外から来たお子さんなど、日本語指導が必要な方がいる学校には1人ずつはいらっしゃる、足りているということでしょうか。2人減らしても大丈夫でしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 今のは日本語指導補助教員についての御質問かと思いますが、あくまで日本語指導という範囲で現在進めておりまして、学校と話し合っ総合的に配置のほうを決めております。

以上です。

○柴田圭子委員長 いいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 補助教員の方の中で図書読書指導の方いらっしゃいますよね。資料の中で、小学生の1人当たりの年間本の貸出数の平均というのが42冊で、中学生の場合は年間9.4冊という資料が

あつて、随分落ちてしまうんだなというのでちょっと驚きました。当市では学力アップの取組で、先ほど苦手克服の検査も取り入れるということですがけれども、やはり読書というのは理解力とか、教養のベースになると思うんですけれども、そういったところは何か力を入れていくとか、指導するという予定はあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 読書指導につきましては、個々の教科書の音読指導、小学校ではそういうのは盛んにやっているというふうに聞いております。あとは朝読に取り組んでいる学校も多くあるという報告を受けています。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 中学校で読書量が落ちているんじゃないかという危惧について、ちょっとその予定についてお聞きしたいんですが、あればお願いします。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 中学校の実態、この9.4冊というのは貸出量になりますので、この貸出量がそのまま読書量の低下というふうには結びつくかどうかというのは確認はしていません。また、貸出数が減っているから読書量がそのまま減っているとは、イコールとしては考えておりません。

○柴田圭子委員長 いいですか。

それでは、ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次に進みます。9款、小学校費になります。小学校費を全部、167ページの上のほう、3分の2まで、小学校費であればお願いします。

○徳本光香委員 すみません、どこまでかもう1回。

○柴田圭子委員長 167ページの下の枠のところまで、中学校費に入る手前までです。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 167ページの、一番上のところの要保護準要保護児童就学援助に要する経費の扶助費のところまで伺います。

小学校の児童の扶助費なんですが、資料を見ますと、合計の人数が令和2年と平成31年と比べると少し増えているんですけれども、金額にしたら令和2年のほうが少なくなっているんですけれども、これはどのように読み取ればよいんでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 入学用品費や修学旅行費等につきましては、その年々で人数が変わりますので、そういったところでの変化です。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 それでは、人数的には若干増えている傾向だけれども、細かいところは金額的には減っているというふうに受け止めてよろしいですか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 先ほどいろいろなところで児童・生徒数が減少しているというような説明が多々あったんですけども、児童数が減っている中でも就学援助を受ける御家庭が増えているということですかね。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 細かい割合という形、ちょっとすみません、出していないので、はっきり言えるところはないんですが、確かに児童・生徒数は今現在減少の方向で総数はなっております。ただ、就学援助を受けている子どもたちの数というのは、減っているとかということはありませんので、割合的にも若干増えているのではないかと思われま。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 それでは、最後に、昨年もこのところで説明があったかと思うんですけども、この就学援助について、そういう制度があるということを保護者の方が皆さん分かっているかというのと、そうではない現状もあるということで、入学の通知書、そういうしおりの中に一緒にお渡しをしたり、毎年周知をするためのパンフレットをお渡ししているというような御説明もあったんですけども、令和3年度、その周知について、さらに昨年以上に何かされるというような御予定はありますか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 今委員からお話ありましたように、入学通知、それから、年度初めの紹介ということは進めていきたいと思っております。今現在のところでは、そちらの予定のとおりに進んでいこうと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。小学校費のところ。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、中学校費に進みます。中学校費は、167ページの下段から170ページの上のほう、3目学校建設費までです。167ページから170ページの下のほうまで。

和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと小学校のところで聞こうかと迷ったんですけども、169ページの中学校

の13の使用料及び賃借料などのファクシミリ使用料につきましてなんですが、学校ではICT化が続けられている中で、まだ現状としてのファクスは並存しているということは存じておりますが、この中の予算で見ましたら、かなりの件数を小中ともにまだ送っているという予算が組まれていると思いますが、現在の、これはまた来年度予算でも、使用というのは今後もしばらくは変わらないという計画でしょうか。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 現状は確かにICTが入ってきて、いろいろインターネットを使っているというのもあるのですけれども、まだまだファクスというのも使っている部分がありますので、現状はファクスを併用していきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 もちろんいきなり廃止をしてしまうと混乱をもたらしてしまうものなどがございまして、併用した中で、これはちょっと要望程度ということなんですが、今後ICT化ということで利用してしましたら、これも将来的には、小中合わせて50万円ほどですか、この予算というのも、かなりなものであるかなと思いますので、将来的な見方としての検討もそろそろ必要かなといったところをちょっと要望した上で終わらせていただきます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。中学校費。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次に進みます。じゃあ、社会教育費のほうに入ります。170ページの下段、4項の社会教育費、社会総務費が結構ありますけれども、1目社会総務費全般で受けます。ページは、170ページの一番下のところから176ページの2目の公民館費の上のところまでを範囲とします。176ページの公民館費の手前まで、上のところまで、までが範囲です。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 172ページが一番下、放課後子ども教室事業について伺います。

先ほどの説明の中で、一体型のものを令和3年に1か所新たに開設をするというお話があったんですけども、そこについてもう少し詳しく内容をお聞かせください。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 これまで放課後子ども教室につきましては、白井第二小学校と大山口小学校と、それから、中木戸公園というのがあったんですけども、今一体型の放課後子ども教室を運営しているのが白井第二小学校です。国のほうから求められている放課後子ども教室の姿につきましては、学校の中で学童と、それから、放課後子ども教室を一緒にやる一体型の放課後子ども教室の設置というのを求められておりますので、今まで中木戸でやっていたものを、それは求められる形ではなかったもので、また、市内の小学校に新たに1つ開設したいと思っております。

新たに開設する学校につきましては、まだ決めているわけではありません。今年の10月頃に学校のほうにアンケートを取りまして、放課後子ども教室の開設について協力いただけるかどうかすぐにお願いでできるかどうかアンケートを取りました。その中で幾つか候補がありますので、その中から一応1校、まず一体型を増やしたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 今のお話の中では、まだどこというふうには決まってないけれども、アンケートを取って候補があるので、その中から検討して、今年度立ち上げたいということと、中木戸で今までやっていたものは、これはなくなるということによろしいんですか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 中木戸に関しましては、開始時間がどうしても遅くなってしまいうんですね。それと、一体型ではないので、それから、また、今回のようなコロナウイルスの拡大とか、それに対応するためには、やはり中木戸のようなスタイルでは管理ができないので、学校の中で一体型を増やしていくということで考えておりますので、中木戸分が一体型の放課後子ども教室に替わるというような形で考えていただければと思います。

それから、学校につきましては、昨年の10月時点でアンケートをしたものです。その後学校の事情等もいろいろあると思いますので、その辺も一応よく調整しながらどこにするかは決めていきたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 承知しました。

じゃあ、最後に、これまでやってきた白井第二小の一体型と、あと、大山口は、令和3年度はこの現状のまま継続していくということによろしいですか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 白井第二小学校と、それから、大山口小につきましては、令和3年度につきましては現在の子ども教室を継続していく形で考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 172ページの4番の成人式に要する経費なんですけれども、記念品として35万1,000円計上していますけれども、具体的に今年はどうなものを送られているんでしょうか。また、残念ながら今年中止になったとお聞きしていますけれども、お答えください。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 成人式の記念品につきましては、エコバックを記念品としてお渡ししております。今年度の成人式につきましては、ちょうど時期が白井でも一番コロナが拡大した時期に当たってしまいまして、やむなく中止という形になりましたけれども、来年の成人式について、新型コロナウイルスの状況がどうなるかによってなんですけれども、新型コロナウイルスの終息も見込みつつ、ただ、感染対策も怠らないようにして、準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 172ページの6番、文化財審議会委員に要する経費で、各年の県外視察というのは、新年度はどういったものになるでしょうか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 行き先につきましては、毎年度審議会のほうに諮りまして決めることとなりますので、まだどこというふうには決まっているわけではありませんけれども、今ですと、なかなかコロナとかいろいろな形で行けなかったことがあったりしたので、今考えているのは、古文書関係の修復に係るような場所での研修、そういう形を考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかにございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、174ページの11番、市史編さん事業についてお聞きします。

市制20周年に向けて、昨年の予算審議のときに、11.1万円というのはちょっと安いのではないかという質問に対して、2021年にこの事業はまた再開するのではというお答えだったんですけども、この進捗というか、予定はどうなりそうでしょうか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 市史編さんにつきましては、確かに令和3年度から本格的な市史編さんを再開したいということで考えておりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響を受けて、文化財の調査とか、そういう対面調査とかができなくなっております。それから、こういったことに協力してくれる大学の先生方も、大学のほうも、新しい方法、リモートというか、そういう形で授業を行わなければならない、大変環境が変わってきております。それから、また、今までは、本を作ればいいだけのような形だったんですけども、今後の市史編さんに関しては、やはりITとか、動画とか、そういったものも含んで考えていかなきゃいけない。ですから、市史編さんの在り方自体をまた再考していかなきゃいけないことがあります。

ので、そういったことが、それと、あと、また、市史の専門的な職員が今いない状況ですので、今ここで無理はしないで、その辺を検討しつつ、ちょっと何年か先に送るような形で政策決定していただいておりますので、令和3年度につきましては、今までと同様に、公文書の収集を通じながら、そういった新たな時代の市史編さんについて検討していこうと考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、何かこの事業の計画自体を見直して、作り直していくということになるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 当面はそういう形になります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 すみません、先ほどの172ページの文化財審議会委員の経費で、ちょっと聞き忘れました。新たに文化財を指定する候補について、具体的にどういうものを考えていますか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 これまで白井市の文化財、指定文化財に関しましては、平成24年頃に文化財を指定する基準というのを設けまして、それに沿っていろいろ指定を進めてまいりました。それが、大分時間がたちましたので、もう一度その基準自体を見直そうということで、今は指定というよりも、新たな基準づくりに向けて動こうとしているところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 新年度は特に、基準を見直すので、予定はないということですね。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 指定文化財につきましては、緊急に指定を要するものに関しては、当然審議会に諮って指定することもございます。ただ、それが出てこない、出てくるか出てこないかというのはちょっと分からないので、そういった状況はありますけれども、基本は新たな今後に向けての新しい基準を考え直すというか、見直すという形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 174ページの10番、家庭教育事業についてお聞きします。

資料を見ると、新年度計画というふうに書いてあるんですけども、ちょっと具体的には書いていなかったもので、具体的な計画があればお聞かせください。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 行う内容につきましては、就学事前に、新たに学校に上がってくる子どもの保護者の学校との間の調整の機会の場を設けまして、家庭教育に関するきっかけを考えてもらったりしたり、それから、それとは別に、一般的な家庭教育講座、今はドリームサポーター講座という形で、家庭教育に係るいろいろな様々な問題とかありますので、以前はアンガーマネジメントとか、勇気づける言葉とか、そういったものやっておりましたけれども、発達障害とか、その他障害に係ることについても少し学べるようなものも含めながら、いろいろ保護者が抱えることになる悩みの多くのものについてリサーチしながら、それに応えられるように講座を提供していきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 これ資料を読んで、とてもいい内容でやってらっしゃるなと思いました。コロナ禍にも順応して、合わせた内容にしてくださっているの、1つだけ要望で、何か期間限定のユーチューブ動画が数十件しか見られていなかったりして、もったいないなと思ったので、すごくいい、元気が出るような、親御さんに見てほしい動画も多くあったので、広報に力を入れていただきたいなと思いました。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 家庭教育講座につきましては、実際はお子さんを抱えて、特に今回コロナみたいな中で、外に出てこれられないという保護者の方がたくさんいるということで、生涯学習課としては、ユーチューブ動画とか、ズームも考えているんですけども、講座をインターネット上でも見ただけのように、また、参加できるように、今鋭意努力して、いろいろな番組も作ったりしております。

それで、白井市のホームページの中に、しろいTV、しろいチャンネルというのがあったと思えますけれども、それと同じように、生涯学習に関するものに特化した生涯学習チャンネルというのを立ち上げさせていただきました。その中に今後いろいろな講座をユーチューブ動画等で盛り込んでいきたいと思っておりますので、そこの充実を図っていきたくと思っています。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 175ページの文化財調査関連なんですけれども、12番の文化財調査事業については、どういったものを周知というか、出していく予定でしょうか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 今回少し印刷製本費が増えたりはしたんですけども、『白井市の民俗』

の3、4という2冊を令和3年度は刊行したいと思っています。1つは、衣食生業という分野と、それから、白井の方言に関して、本を2冊刊行したいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 同じページの175の13、文化財保護・周知事業について、市民の方からも、動画で法目のオビシャという神事、弓矢で射る神事をやっている動画を出していて、そういった内容について何かすごく好評なんですけれども、新解釈を専門家の方がしてくださっているので、そういったことを何か更新していくということもこの事業に入っていますか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 すみません、その新解釈というのが分からないんですけれども、多分その新解釈は新解釈じゃなくて昔からあった解釈だと思うんですけれども、法目のオビシャとか、そのオビシャと言われるものに関してはいろいろな説がございまして、私もその新解釈だという話は聞いたんですけれども、多分それ昔からあるお話だと思いますので、これもできるものであれば、やはり動画等を使って市民に分かりやすく提供できるように、生涯学習チャンネルの中に加えていったりして、皆さんに見ていただけるようにしたいと思います。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 同じところで、その動画にしても、すごく頑張ってくださいているし、子どもたちにぜひ知らせたいと思うんですけれども、何か学校の教育とかには絡んだりしていることはあるんでしょうか。何か弓矢づくりとかからしても、参加してもらおうと継承につながるのではないかなと思うんですが。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 子ども向けには、以前からちょっと子ども向けの簡単な解説資料みたいのを作って学校には配付しておりました。

それとは別に、こういった形で、動画でいろいろな情報を提供できるのであれば、多分子どもたちも分かりやすいと思いますので、学校のIT教育の中で、子どもたちはどんどんタブレットとかパソコンを使っているいろいろなものを見るようになると思いますので、その1つとして、こういった歴史とか、そういったものについて見ていただけるように、さっきも言った生涯学習チャンネルじゃないですけども、そういうのを充実させていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○柴田圭子委員長 ほかによろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほどの家庭教育事業のところでお伺いします。

従来の家庭教育事業も大変すばらしいと思って、この何年間見ているんですけれども、先ほど生涯

学習チャンネルの辺りを増やしていこうという試みをなさっていると。それはこの34万3,000円の中に経費として含まれているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 この経費の中には入っていないくて、実は今作っているのは、うちの課員のほうが一生懸命頑張って作ってくれているんですけども、これまでは、はっきり言ったら、その機材がなくて、持ち寄って、それは市の了解ももらいながらなんですけれども、やっていましたので、今回今年度の新型コロナに関する補助金を一部いただきまして、その一部で機材をそろえますので、それを使ってやっていこうと思います。

それから、生涯学習チャンネルという形でやっておりますが、いろいろなことを、生涯学習課のものだけでなく、例えば、それはほかの課のものでも構わないんですけども、そういったものも生涯学習の一環として学べるようにそこに加えていただければと思いますし、そういった関係で連携をとっていきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 なかなかこの家庭学習事業というのは地味なものですからね、目立ちませんけれども、大変いい内容だと思うんですね。一番必要じゃないかと逆に思うジャンルでもあります。ですから、やはり予算をつけないとなかなか事業を大きくできませんので、やたらに大きくする必要はないんですけども、必要なところはきちんと予算を取っていくようにしてほしいというのが要望です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。回答は。

○古澤由紀子委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 すみません、私も1点だけ、先ほど子どもたちへの周知ということで文化財のことを言ったんですが、1点だけ、教育部長も併せて要望を、ズームとかユーチューブとかもすごくいいと思うんですけども、参加していたのが高齢者の方ばかりだったので、ぜひ実体験という形でも今後体験してもらえるように要望します。

以上です。

○柴田圭子委員長 質疑なので。

では、次に行きます。177ページの公民館費、2目の公民館費、そして、次のページ、青少年女性センター費、学習等供用施設費、それを一括して受けます。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、5目の文化センター費に行きます。文化センター費は文化センター費だけで切りますか。図書館費、プラネタリウム、郷土資料館、9款4項8目まで、184ページの中段、文

公会館費の手前のところまで一括して受けます。文化センター費、178ページから184ページ、8目郷土資料館費まで。

徳本委員。

○徳本光香委員 179ページの下の方の4番、公共施設等あり方検討事業についてお聞きします。

第1回の文化センターあり方検討会を傍聴しまして、今後の方針に係る大きなことだと思ったので、1つ新年度について質問します。委員の方の1人が、もう補強工事をしたので天井は大丈夫なんですねというような解釈をされた後、全く解説がなかったんですけども、既存不適格ということは大地震のときは石膏ボードが落ちるかもしれないという、そういう危険性について説明を今後されるのでしょうか。しない場合、工事をどうするか、建物をどうするかという方針に、後から分かったと大きくかかわってしまうと思うんですが、その点をお聞きします。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 ワイヤー補強工事の関係でお答えします。

委員の方から大丈夫なんですねということに関しましては、説明でその辺は理解していただくようにしておりますが、基本的に天井が脱落する危険性という現状のリスクを軽減させての補強工事が完了しているという内容ですので、このあり方によって、危険な部分とか、要は、文化センターの廃止も含めて、改修という部分も含めての検討ということで、委員の方々にも今後会議等でまた説明はしていきたいと思っております。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 日本建築学会の結果でも、決して大地震時のリスクが軽減する工事ではないですね。落ちたときネットがないと仕方のない工事だということは御理解されているはずなので、そこは説明をお願いします。

また、検討会といっても、市としては同規模では無理と思っているのか、縮小、廃止というのも視野に入れていると何度も説明に出てくるので、桜台の給食や水道の値上げのように、市としてはこういう方針であるというものがあるんでしたらお聞かせください。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 今回のあり方の検討という部分では、ゼロベースからいろいろな形で委員の皆さんに提言をいただくということでやっておりますので、市の方針はその提言を受けて検討していくということになりますので、御理解いただければと思います。

決して既存不適格な状態が安全ということではなくて、今よりもより安全に工事を行ったということで、現在のワイヤー補強等は完了しておりますので、その点も御理解いただければと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 その点は客観的な検査結果とは違うので理解はできないんですが、次の質問に行き

ます。

あり方検討支援業務で、支援業務をする業者が新年度について具体的にどういった支援するのか決まっていっていると思うので、御説明をお願いします。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 支援業務の内容としましては、市民アンケート、そちらのほうを市民に郵送してアンケートいただく、そちらの取りまとめ、それから、文化センターの利用団体等のヒアリング、現状維持、規模拡大、規模縮小、廃止等のモデルプラン及び概算工事費等の積算、会議資料や会議録の作成といった内容が支援業務の内容になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 同じく公共施設のあり方につきまして質問させていただきたいんですが、去年白井市議会の予算で附帯決議が出されたこともありました。ただ一方で、大規模改修を含めての費用が幾らかという相場も把握しないまま附帯決議がされたことに関しましてのところは昨年も言ったとおりにあったんですが、他市の動きというのは私も一応調べている中だったのですが、既存不適格に関する施設のことについては、他の市町村も多い中でございまして、同様の問題がこの建築、より安全な、屋根、それに対する要望というような、自治体という、動きというのが、私のほうでちょっと調べ上げられなかったものだったんですが、他市の動きについてはどこまで今の現状でこれから把握した上で今後の結論としてなっていくのかというのは、現状としてお分かりの範囲でちょっと御説明いただければと思います。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 既存不適格状態での県内の文化会館の、実際に不適格というところでのアンケート等は行いました。基本的に天井そのものをやり直すところもあれば、白井市ではできないんですが、ネット工法で、天井下地が直接落ちないようにというような工法を検討していたり、それをもう実施しているところというのがございました。白井につきましては、客席側の天井部分の落下というのは防げませんが、内材の部分でワイヤー補強をして、より強固にはしているんですが、落ちる可能性というのは十分ありますので、その辺は、会館、また、利用者に協力をいただいて、速やかに避難誘導ができるような形、それから、利用者に御理解いただくという形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ありがとうございます。ちょっと前提としまして、多くの市民の方が誤解している内容だったので、改めて確認も含めて必要としますが、県の建築基準としての、いわゆる現行の旧建築基準法から、東日本大震災以降で移行した中で、新基準になったという経緯がございましたが、

県としては、たしか移行期間としてはもっと先だったと思うんですが、市としては今回の安全基準に関しては、新規格には達しないものの、他の自治体に比べれば早めに安全基準をどうしようかという取組をしたというふうに私は認識しております。その他市とのいわゆる比較と申しますのは、いまだに手をつけていない自治体がかかなり多かったという印象があったと思うんですが、その認識でよろしかったでしょうか。白井市としては早かったという認識を持ったんですが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 県内でいろいろと不適格な状態の施設に質問いたしまして、回答していただいた中では、件数的にはちょっと今資料がないんですけども、県内のほとんどの自治体にこういう文化施設とかありますので、そちらで既存不適格なところというのが30件以上あったわけなんですけれども、その中で、やはり予算がつけられないとか、現状改修ができないという声は半分以上ありました。それ以外で、完全に天井改修ができるところ、それから、既存不適格でもワイヤーネットとかで一時的に落ちる、受ける形で安全を少しでも確保するというようなところもございました。

白井はそのネット工法ができないので、取りあえず天井のワイヤー補強等で、より天井自体が即落下しないような対策というのを取っていただいたということでございます。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ありがとうございます。私もちょっと東京都に関していろいろと調べたりはしていましたが、ただ、現実としましては、このあり方検討以降は、思った以上に改修費がかかってしまうといった、それで多摩市だとかでは大規模改修にこんなにかかるのかといった反対運動が起きたりといった形でありました。

何しても、額面も分からずにちょっと議論というのができないと思いますので、やはりこの中でやっていきたいというところの要望と、あとは、よく危険にさらされてというような問合せに対するちゃんとした市の説明をした上で、安心安全ということでやっていくこと。既存不適格というような言葉の定義があまりにも曖昧なまま危険という言葉がやっつけてしまっていることは、結果的にうまくいかなくなる方向性もあるかと思ひまして、そういう中でちゃんと技術的な側面と、ちゃんとした経済数値の中でできるかできないかの可能性ということでやっていくという、そういった形のちょっと説明等も行われるということでよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 まず、利用者に対しては、会館のほうでも、天井部分のことについては、利用する方に打合せ等で説明をして、納得して御利用いただいているというところがあります。

今回のあり方検討によって、設計のプロにコンサルとしてお願いして、いろいろな形で、現状維持だとか、規模拡大、規模縮小、廃止も含めてという部分で、いろいろと、コンサルの知識だけでなく、市民の意見だとか、いろいろなものを総合的に在り方検討委員会のほうで提言という形で市のほうに示していただいて、それを受けて市のほうが動いていくという形になります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。図書館費とか、郷土資料館費とか。

徳本委員。

○徳本光香委員 181ページの3番の図書館資料整備事業の中の、1,887万円の図書館用備品というのは何でしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 ほとんどが図書館の本の購入費用になります。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 あと、あり方検討の中で図書館のことも一緒に在り方を検討していくと思うんですが、市としては民営化というのも選択肢に考えているのでしょうか。自分としては、給食や公民館など、教育に係る部分は公的な責任があると思っているんですが、いかがでしょうか。予定として。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 現在図書館も含め、図書館だけではなくて、文化センター全体ということでいろいろな意見を聞いて行いますので、その点につきましては現時点でお答えはできない状況です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 同じ図書館で、本年度2020年度は司書の方6人に増えたと聞いたんですけども、新年度も同じ人数で継続できそうですか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 司書の方、会計年度の職員ではなくて、正職員の話でしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 司書6人というのは、正職員を指していますか。それとも、会計年度の職員を指しているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 どちらでもいいです。その役割を持っている方は何人かという質問なんですけれども。

○柴田圭子委員長 高山財政課長。

○高山博巨財政課長 図書館司書ということで申し上げますと、来年度、令和3年度の職員体制についてはまだ決定を見ておりませんので、来年度どういった職員配置になるかというのは今現時点でお答えすることはできません。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、181ページの1番のプラネタリウム館運営事業についてお聞きします。

この間運営協議会を傍聴させていただきまして、大変な苦勞をされて、時間とか人数とか内容まで変更して、コロナ禍で運営されてきたということが分かって感服しました。新年度はどのような企画や工夫されていく予定でしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 事業としてはおおむね例年どおりなんですけれども、新たに市制記念の講演会等を計画しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 いいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 183ページの1) 郷土資料館管理運営に要する経費についてお聞きします。

こちら会計年度任用職員の勤務時間の精査によって予算を削減するという説明があったんですけども、展示内容の更新作業ですとか、新しい歴史的知見の反映などを含めた運営業務には支障はないのでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 時間数的には減っているんですが、事務補助で2人雇用してまして、そちらのほうのトータルは変わりませんので、支障はないと考えております。

○柴田圭子委員長 いいですか。

ほかありますか。

では、文化会館費、そうですね。ちょうど1時間たちましたので、9目の文化会館費からは休憩後にします。

休憩は10分取ります。14時20分再開とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○柴田圭子委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今は範囲としては9款4項9目の文化会館費までですけども、そこで何かありますか。よろしければ次に進みます。ごめんなさい、文化会館費じゃないね、8目まででした。ないようでしたら次に、文化会館費、4款9目の文化会館費、186ページの上段までで何かあれば、全体通して何かあれば、それでお聞きいただいてもいいです。社会教育費について。

岡田委員。

○岡田 繁委員 185ページの2の文化会館自主事業運営事業なんですけれども、資料を見ますと、市制20周年の記念自主事業と書いてあるんですけども、これ大体、まだ未定になっていますけれども、いつ頃までに決定する予定でしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 その事業につきましては、運営協議会等を開きまして、公演者を決定する参考にしていきたいと思っています。コロナの関係もありまして、開催時期、そちらのほうも状況を見ながらということで、現在未定となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 7月に開催予定になっております警察の音楽隊コンサート in しろい、これ公演料が記入されていませんけれども、これは無償ということなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 警察音楽隊につきましては、無償という形になっております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

それでは、社会教育費全般で聞き漏れたとかありますか。大丈夫ですか。

和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと細かいことになるかもしれませんが、今後の重要なことでもあるので、185ページの文化会館費、18の負担金補助及び交付金の電波利用料につきましての、総務省からの免許状の期限というのが分かりましたら教えていただきたいと思えます。

と申しますのは、御存じのように、スプリアスといいまして、新基準に達していない無線機器の使用が来年の11月までになっておりまして、コロナ禍でも延長措置はないという状況になっておりまして、こういった無線機器についてが、このままずっと使われると違法状態になるというようなこともあります。ですので、これが新基準を満たしているものか、ないしは、ない場合は今後の取替えのある程度参考になると思えますので、ちょっとそこをお聞かせください。

○柴田圭子委員長 和田委員、今年の11月ではなく、来年、令和4年の11月ですね。

○和田健一郎委員 来年の11月で免許が切れます。

○柴田圭子委員長 後でもよろしいですけれどもね、回答いただくのは。調べていただいて、後で回答ということでも。

○石田昌弘文化センター長 すみません、後ほど回答します。

○柴田圭子委員長 ほかで、社会教育費全般でありますか。なければ、保健体育費のほうに進みたいと思えます。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、保健体育費、保健体育総務費、保健体育の総務費と体育施設費、9款5項2目まで、190ページの下のほうで、学校給食費の手前まで、一括で受けます。190ページの学校給食費の手前までです。よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 189ページの一番上の6番、総合型地域スポーツクラブ支援事業についてなんですけれども、今後はどのように支援というか、この事業を維持していく予定でしょうか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 総合型スポーツクラブにつきましては、設立当初、市が大分補助金とかを出したり、いろいろなことがかかわっておりまして、現在は場所の提供に関して支援しております。今後も総合型スポーツクラブが自立的に運営できるように、場所の確保等をしながら支援していきたいと思っております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、学校給食費のほうまで、194ページの上の9款5項3目学校給食費、ここで教育の部分は終わりです。

和田委員。

○和田健一郎委員 192ページ教育費の給食費、2の学校給食センター運営に要する経費、及び3の桜台小中学校給食運営に要する経費につきまして、ともに増額といったところになるかと思いますが、児童・生徒数の推移がたしか減っていたと思うのですが、これ両者とも給食費用は上がりつつ、児童は減っているという認識でよろしかったでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 金額としては、委託料が上がっていますので、児童・生徒数は減っていますが、増額になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 193ページの、192ページから続いてなんですけど、3番の桜台小中学校の給食運営についてで、193ページの下のほう、委託料の長期継続契約をしている給食調理業務等委託料なんですけれども、こちらの契約年数というのはいつまでになるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 すみません、今本年度まで結んでいたものが3年7月31日で切れますので、さらに3年8月1日から5年7月31日までの契約を結ぶ予定です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 これは、委託料が値上げされたという理由は分かりますか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 人件費の増によります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 人数が増えるということですか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 委託の単価が上がるということです。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 193ページの4番、下のほうの公共施設あり方検討事業についてで、桜台給食のあり方検討会については、新年度はどのような流れになるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 3年度につきましては、今のところ予定では3回の会議を計画では予定しております。給食設備の視察、それから、給食そのものの試食、それから、桜台地区の保護者等の意見集約、そういうものを会議の中で諮っていかうと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 試食というのはセンターの給食の試食ということでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 今年度と来年度でセンター、桜台小中、それぞれ試食を考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。今の同じ、引き続きですか。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、センターの給食は運んだ現地での試食をしてください。

続けて、192ページの2)の学校給食センター運営に係る質問です。給食センターのモニタリングするのを市が支援して、必要があれば助言しているということですが、毎月の会議に本年度12回ほど出て、新年度に対してはどのようなセンターへの要望や助言を伝えているのでしょうか。また、全く伝えていないのか。お答えください。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 すみません、今年度の内容ということですか。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今年度中12回ほど報告を受けていると思うので、それを踏まえて、新年度はこうい

うふうに運営をお願いしますというような要望や助言をしたかどうかということです。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 モニタリングの業務委託内容としましては、業務者提出資料の確認、それから、業務誓約書等の解釈に関する支援、業者との打合せ等の出席ということで、その中で確認をしているところです。来年度それを受けて特にというところでは大きく柱立てをしているわけではございません。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 では、給食センターの食べ残り残菜についてお聞きします。

こちら、2019年度と比べて2020年度もほとんど残菜が、少しは減っているんですけども、数%で、かなり多い。一番多い月では28.3%おかずが余っているという状況です。これは助言の対象ではないのかなと私は思って、先ほどの質問をしました。残菜がほとんど減っていないんですが、新年度はどのような工夫など要望する予定でしょうか。このままでいいでしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 残菜率を減らすことは市の大きな課題の1つでもあります。そこで、今年度から取り組んではいますが、新メニューの開発、それから、学校からリアルタイムに給食に関する意見を聞いて、反映できるものは給食に反映させていく、そういう形で少しずつ成果として減少している傾向も見られてきております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 1点だけ確認します。桜台小中学校給食運営に要する経費のナンバー10、需用費の中の修繕料ですけども、これは何の修繕でしょうか。

○柴田圭子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 真空冷却機修繕等になります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 そうすると、これで歳出が終わりになりますので、歳入に行きたいと思えます。では、よろしいですね。

では、先ほどの、石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 すみません、歳入の説明、文化センターの説明において、21ページ、2節社会教育使用料の文化会館使用料、こちらの説明で、1,335万6,000円のところを1,335万5,000円と

説明をしてしまいましたので、6,000円の予算書のほうが正しいので、訂正させていただきます。

以上です。

○柴田圭子委員長 分かりました。

先ほどの電波利用料について、歳出のほうはまだ、後でお願いします。

では、歳入のほうに移ります。歳入は21ページをおあげください。

13款2項3目の教育費負担金、3つあります。日本スポーツ振興センター負担金から学校給食費の負担金まで、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次、14款使用料及び手数料の1目総務使用料の中で、6,000円ほど、地下ケーブルの行政財産使用料があるということでした。そして、5目の教育使用料、これは全て、小中学校等使用料から陸上競技場占用使用料、そして、次ページのテニスコート使用料、競技広場使用料、ここまでありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、引き続き、次が24ページの15款2目国庫補助金の5目教育費国庫補助金、3つありますね、就学援助費補助金から理科教室設備整備費等補助金、そして、その次のページの25ページは、一番上の県委譲事務交付金の385万5,000円、これが該当になります。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次が27ページです。27ページの、16款県支出金のこの表の一番下の7目教育費県補助金、青少年相談員活動費補助金になります。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次がもう雑入のほうになりますね。21款なので、30ページから32ページ、諸収入のところの雑入、これはお手元に資料があると思いますので、該当のところで質疑があればお願いします。よろしいですか。いいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 最後に債務負担行為、10ページの第3表債務負担行為の一番下の白井市民プール指定管理料、これだけです。いいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 これで全ての質疑が終わりました。

電波使用料のところはまだなので、ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時45分

○柴田圭子委員長 では、会議を再開いたします。

先ほどの質疑の残りの部分の、石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 電波利用料の関係の期限のお話だと思いましたが、2022年11月30日まで、こちらトランシーバー6基の更新料になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 と申しますと、来年の11月30日で旧規格が使用できなくなる期限ということだったので、あと1年3か月後にはもう使用できなくなる、いわゆる旧スプリアスという旧基準であるということが可能性が非常に高かったと思いますので、電波違法にならないためにも、新基準を満たす、これはちょっとまた後ほどなんですけれども、違法状態にならないための対応が必要になるかと思えますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○柴田圭子委員長 それでは、これで質疑はないものと認めます。

これで議案第27号 令和3年度白井市一般会計予算のうち、当委員会議に付託の予算中、教育部所管分の質疑を終わります。

もうおそろいのようなので、引き続き、これより討論を行います。

反対討論の方はございますか。

賛成討論の方はございますか。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立多数であります。承知いたしました。お座りください。

したがって、当常任委員会に付託された議案第27号は、原案のとおり可決されました。

## (2) 閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 日程第2、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、当常任委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。どうもありがとうございます。

閉会 午後 2時48分